第八十七条の二第七項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同条第九項中「第五項まで及び第七項」を「第七項まで」に改める。

第八十七条の三第一項中「、第二項、第五項又は第七項」を「から第七項まで」に、「長期組合員資格取得届、前歴報告書又は組合員期間等証明書」を「書類」に改め、同条第三項中「添付」を「提出」に改める。

第八十八条中「別紙様式第十号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同条に次の各号を加える。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二　被扶養者の要件を備える者又は被扶養者の要件を欠くに至つた者の氏名、性別、生年月日、職業、年間所得推計額及び住所並びにその者と組合員との続柄

三　被扶養者の要件を備えるに至つた年月日又は被扶養者の要件を欠くに至つた年月日及びその理由

四　その他必要な事項

第九十条第一項中「、組合員証に」を削り、「添えて、」を「、組合員証及びその事実を証する書類と併せて」に改める。

第九十一条第一項中「亡失の場合を除き組合員証を添えて、別紙様式第十二号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「を組合」を「を、亡失の場合を除き組合員証と併せて組合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二　再交付の申請を行う理由

三　その他必要な事項

第九十二条第一項中「、毎年」を削る。

第九十四条中「別紙様式第十三号による」を削る。

第九十五条第三項中「おいて、」の下に「第九十二条第一項中「しなければならない」とあるのは「しなければならない。この場合において、組合は、財務大臣の定めるところにより、組合員被扶養者証の交付を行つた組合員に対し、毎年、被扶養者の要件の確認を行うものとする」と、」を加え、「別紙様式第十三号による」、「別紙様式第十五号の二による」及び「と、「、組合員証」とあるのは「、組合員被扶養者証」」を削る。

第九十五条の二第三項中「別紙様式第十三号による」及び「別紙様式第十六号による」を削る。

第九十六条の見出しを「（提出書類の省略）」に改め、同条中「添付すべき」を「併せて提出すべき」に、「添付書類」を「提出書類」に改める。

第九十六条の二第一項中「法第四十二条第二項に規定する報酬の総額を記載した別紙様式第十六号の二による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　組合員の氏名、生年月日、性別及び長期組合員番号

二　法第四十二条第二項に規定する報酬の総額

三　その他必要な事項

第九十六条の二第二項中「別紙様式第十六号の三による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　組合員の氏名、生年月日、性別及び長期組合員番号

二　組合員の資格を取得した年月日及び報酬の総額

三　その他必要な事項

第九十六条の二第三項中「別紙様式第十六号の四による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　組合員の氏名、生年月日、性別及び長期組合員番号

二　改定前における標準報酬の月額及び等級

三　法第四十二条第七項に規定する報酬の総額

四　標準報酬の月額を改定する理由及び年月日

五　その他必要な事項

第九十六条の二第四項中「より組合員からの別紙様式第十六号の七による申出が」を「よる標準報酬の改定を希望する旨の申出並びに人事担当者による育児休業等に係る子の氏名及び生年月日並びに当該育児休業等の承認期間を証明する証拠書類の提出が組合員から」に、「別紙様式第十六号の六による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　組合員の氏名、生年月日、性別及び長期組合員番号

二　改定前における標準報酬の月額及び等級

三　法第四十二条第九項に規定する報酬の総額

四　標準報酬の月額を改定する年月日

五　その他必要な事項

第九十六条の二第五項中「報酬の」を「給与支給機関」とあるのは「各給与支給機関」と、同項第二号中「報酬」に、「次項、第三項及び第四項」を「次項第二号、第三項第三号及び第四項第三号」に改め、「の」と、「給与支給機関」とあるのは「当該各給与支給機関」を削り、「「各給与支給機関」」の下に「と、「総額」とあるのは「各給与支給機関ごとの総額」」を加え、同条第六項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第九十六条の六第一項中「法第四十二条の二第一項に規定する期末手当等の額を記載した別紙様式第十六号の五による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　組合員の氏名、生年月日、性別及び長期組合員番号

二　期末手当等の額及び支払年月

三　その他必要な事項

第九十六条の六第二項中「規定する期末手当等」を「給与支給機関」とあるのは「各給与支給機関」と、同項第二号中「期末手当等」に、「規定する期末手当等（」を「期末手当等（」に、「第十四条第四項」を「同法第十四条第四項」に改め、「「給与支給機関」とあるのは「各給与支給機関」と」を削り、同条第三項中「に掲げる」を「の規定により決定される」に改める。

第九十七条を次のように改める。

（支払未済の給付）

第九十七条　法第四十五条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（当該給付が長期給付である場合には、連合会）に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日及び住所並びに請求者と死亡した者との続柄

二　死亡した者の氏名及び生年月日

三　死亡した者の死亡の年月日

四　払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

五　その他必要な事項

2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一　遺族の順位若しくは遺族がないこと及び当該死亡した者の相続人であることを証するに足る市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）による証明書、戸籍抄本若しくは戸籍謄本又は除籍抄本若しくは除籍謄本

二　当該給付の支払を受けるべきであつた者でその支払を受けなかつたものの死亡を証する市町村長による証明書、戸籍抄本若しくは戸籍謄本又は除籍抄本若しくは除籍謄本

三　その他必要な書類